

短鎖塩素化パラフィンおよびデカブロモジフェニルエーテルの化審法第一種特定化学物質への追加

松浦秀幸 Hideyuki MATSUURA

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室衛生専門官

平成 29 年 4 月、短鎖塩素化パラフィン（SCCP）およびデカブロモジフェニルエーテル（DecaBDE）が、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約（POPs 条約）における廃絶対象物質に追加されることが決定された。これを受け、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」においても、当該化学物質の製造・輸入・使用等を制限することを目的に、第一種特定化学物質への指定が行われた。

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成 30 年政令第 35 号）

1 POPs 条約締約国会議における廃絶対象物質への追加

現在、多種多様な化学物質が世界的な規模で流通している状況の中、環境中で分解されにくく（難分解性）、生物の体内に蓄積しやすい（高蓄積性）、また、人や生態系に対する長期毒性、および長距離移動性が懸念される化学物質、いわゆる POPs (persistent organic pollutants)が、その排出源とは離れた場所（例えば北極など）において検出される例が報告されている。つまり現代社会においては、環境中に放出される POPs による人の健康や生態系への悪影響を防止するためには、個々の国による個別の取り組みではなく、国際的な協調の下で世界的な化学物質管理に取り組むことが重要となっている。そこで、POPs の製造および使用の廃絶や制限等の規制を目的として、平成 16 年に発効されたのが POPs 条約である。本稿で取り上げる SCCP および DecaBDE は、POPs 条約締約国会議の下に設置された検討委員会 POPRC (POPs Review Committee)において、POPs 性状を有することが科学的に評価され、平成 29 年 4 月開催の第 8 回 POPs 条約締約国会議（COP8）において、廃絶対象物質に追加されることが決定された。

2 化審法の第一種特定化学物質への指定

化審法は、ポリ塩化ビフェニルによる環境汚染等を契機に、POPs 条約に 30 年近く先んじて、難分解性、高蓄積性、人や生態系への長期毒性が懸念される化学物質による環境汚染を防止することを目的として制定された法律である。また同法は、難分解性、高蓄積性、長期毒性を有することが科学的に判明した物質を第一種特定化学物質に指定することにより、POPs 条約上の義務を履行するための国内措置担保法としての役割も担っている。そのため、COP8 での決定を受けて、平成 30 年 4 月に SCCP および DecaBDE が、第一種特定化学物質に指定されることとなった。これにより SCCP および DecaBDE は、製造、輸入の許可制（事実上の禁止）、あるいは当該物質が使用された政令指定製品の輸入禁止といった規制措置の対象となった。第一種特定化学物質に指定された物質については、当該物質が製品の製造に不可欠でありまた環境汚染が生ずる恐れがない用途（エッセンシャルユース）以

外での使用が禁止される。従前から、SCCP は難燃剤や金属加工油として、DecaBDE は難燃剤として主に使用されていたが、他の物質への代替状況や国内での製造状況等を鑑みて、エッセンシャルユースは特に設定されていない。

以上のとおり、本稿では、SCCP および DecaBDE が化審法第一種特定化学物質に指定された経緯やその規制内容について概説した。本稿が国際的な化学物質安全性管理の動向や化審法に興味を持つ端緒となれば幸いである。

キーワード POPs, 化審法, 第一種特定化学物質

※本資料は、環境・衛生部会内に設置された関連法規情報委員会（委員長；香川聡子横浜薬科大学教授）が衛生薬学関連法規の改正等に関する情報を提供するものである。